

(別紙 1 - 1)

令和元年 9 月 24 日

二本松市議会議長 様

会派名 本多俊昭
代表者名 本多俊昭 

視察研修報告書

当会派において、下記により視察研修に参加しましたので報告いたします。

記

1 期 間 令和元年 8 月 23 日 (金) ~ 8 月 24 日 (土)

2 参加者 ① 本多俊昭

3 観察地及び観察内容

別紙のとおり



(別紙 1-2)

視察・研修報告書

会派 本多俊昭
氏名 本多俊昭

◎ 月日 令和元年 8月23日(金)～24日(土)

◎ 場所 第11回生活保護問題議員研修会(新潟県立大学)

◎ 内容 地方から生活保護行政は変えられる・いのちを守る自治体に

◎ 観察・研修の感想

※基調報告として、花園大学吉永純教授の「生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか」について報告を受けました。吉永教授は、生活保護制度は誰もが「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、生活に困った人の命と暮らしを支える大切な制度であるが、残念なことに、生活保護制度には誤解や偏見がつきまとい、制度を利用できるはずの人のうち2割程度しか利用できていない。その原因是、政府や自治体の広報や窓口体制が不十分だと指摘されました。また、生活保護基準が大幅に下げられたこと、生活保護利用者は大学進学を諦めないといけない、自動車保有について、稼働能力などについて話されました。

※ミニシンポでは、「保護なめんな」ジャンパー事件をきっかけに前向きな取り組みを進めている小田原市の職員の方々、小田原市の検討会委員も務めた元生活保護利用者の方、堺市の元ケースワーカーで立命館大学准教授の桜井啓太さんがそれぞれの立場から発言された。小田原市のジャンパー事件から、職員さんたちと当事者さんの頑張りで色々と変えてきたことを報告されました。

※特別報告として、「福祉事務所における自立支援の仕組み」ということで、新潟県見附市職員から報告がありました。この方々が取り組んだのは、生活保護利用者さん達が農作業をして、身体が不自由な高齢者は、知恵で参加し、採れたての野菜は、みんなで食べたり、生活保護の申請をされたばかりで食品が買えない方に差し上げたりしている。農作業を体験された方々は、食費に困らないで済むからと庭で野菜を作り始めた方もおられたと報告されました。この職員さんは、自立とは人やサービスに頼りながら上手に

生活すること。社会とのつながりを持ち、その人らしい考え方や自己決定が尊重されることで、生活保護制度の目的は、健康で文化的な生活を保障するとともに自立を助長することと話されました。

※二日目は、分科会に分かれての勉強となりました。私は地方税滞納処分に対する実践的対応について参加しました。滞納処分問題の背景には、不安定雇用、少子高齢化などが原因となり、生活困窮者の増加に歯止めがかからない状況が続いている。これまでには、生活困窮者の悩みとしては、当面の生活費の捻出のために借り入れたローンの支払いといつたいわゆる多重債務問題として社会問題化されてきた。しかし、近時、多重債務問題に匹敵する社会問題として、主に地方自治体による滞納処分の問題が浮き彫りになっているとのこと。また、議員活動の中で体験した滞納問題や滞納処分に関する体験を出し合いその問題を講師の方だけでなく、参加者全員で実践的あるいは法律的角度からも分析・討論し、解決の方向について問題意識を共有する分科会でした。

◎ 観察・研修の成果、市政への反映等

※観察・研修の成果、市政に反映するために参考となった事項を掲載する。
今回の研修では、地方から生活保護行政は変えられる。いのちを守る自治体に、を受講して参りました。多くの自治体で、生活保護ケースワーカーが福祉専門職として定着できる体制となっていないことが指摘された。福祉専門職としての訓練を受けていない職員を、福祉事務所に配属して生活保護ケースワーカー業務に就かせ、おおむね3年程度で他の職場に異動させることを繰り返している自治体は少なくない。このような職場では、正確な知識に基づく経験が職場に蓄積されにくく誤解したままの先輩が指導し、おかしなローカルルールがはびこる場合もあるとのこと。生活に困った人の命と暮らしを支える大切な制度なので、正確な知識と経験のある生活保護ケースワーカーが福祉専門職として定着できる体制を作っていくことが必要である。



生活保護問題 議員研修会に出席された方へのお願い

本日は、生活保護問題議員研修会にご出席いただき、ありがとうございます。

下記の点に関して、ご留意のほど、よろしくお願ひします。

① 23、24日の両日を通してのお願い

- ・この研修会には、様々な党派・主義の方が参加されています。その点、ご理解下さい。
- ・登壇者の中には、写真撮影NGの方もおられます。ご配慮ください。
- ・会場は両日ともに、この新潟県立大学です。
- ・研修会中は、携帯電話・スマートフォンは電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。
- ・研修会の内容をブログ等に掲載されることは大歓迎ですが、動画中継や配信などはご遠慮ください。
- ・会場内は、いずれも**学内全面禁煙**になっております。ご協力を御願いします。
- ・貴重品は、必ずご自身で管理をお願いします。運営側で貴重品や荷物のお預かりはできませんので、ご了承下さい。

② 1日目（23日）のお願い

- ・会場内の飲食は可能です。
- ・交流会は、福利厚生棟「ぱれっと」にて、18時から開催します。当日申込を若干名受付いたしますので、希望される方はお申し出下さい。
参加費は1,000円（ドリンクと茶菓）です。

③ 2日目（24日）のお願い

- ・2日目は8時45分から受付開始ですが、同時に分科会会場の設営も行います。若干、慌ただしくなりますが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。
- ・昼食のお弁当を申し込みされた方は、**全体会場前**にて配付します。名札が弁当券代わりになりますので、名札をご提示下さい。お弁当は全体会場にてお召し上がり下さい。
- ・お弁当の空き箱は、配付場所までお戻し下さい。

④ 書籍販売について

- ・両日ともに、全体会場前にて生活保護問題・貧困問題に関する書籍の販売をしております。割引価格での販売もしておりますので、ご利用下さい。
- 地方発送も承ります（代金着払い）ので、ご活用下さい。

■生活保護問題議員研修会 案内



1日目

8月23日(金) 全体会：大学院棟1階 大講義室

- | | |
|-------|---|
| 12:00 | 受付開始 |
| 13:00 | 開会挨拶・基調報告▶生活保護の現状と改革の論点～地方は何ができるか
(休憩 20分) |
| 14:35 | ミニシンポ▶地方から、生活保護行政は変えられる！
(休憩 15分) |
| 17:00 | 特別報告▶福祉事務所における自立支援の取組み |
| 17:30 | 終了 |
| 18:00 | 交流会 ◆福利厚生棟 ぱれっと2階にて |

2日目

8月24日(土) 分科会：1号館B棟 2階3階 全体会：23日と同じ

- | | |
|-------|---|
| 8:45 | 受付開始 |
| 9:00 | 分科会 |
| | 第1分科会：生活保護基礎講座&何でもQ&A 1250号室 |
| | 第2分科会：生活困窮者自立支援制度の現状と課題～子どもへの支援を中心に～ 1257号室 |
| | 第3分科会：地方から自動車保有要件の緩和をめざす！ 1256号室 |
| | 第4分科会：進む居住支援と縮む公営住宅。これからの住宅政策を考える 1361号室 |
| | 第5分科会：地方税の滞納処分に対する実践的対応 1253号室 |
| 12:20 | 昼食 (昼食は全体会場でお取りください。) |
| 13:20 | 講演▶「元福祉事務所長が語る、議会質問10の心得」 |
| 14:20 | まとめ講演▶今地方から、どう生活保護行政を変えるか |
| 15:00 | 終了 |

本日の資料は、以下からPDFファイルがダウンロードできます。

研修中の確認にお役立てください。

ダウンロードURL <http://xfs.jp/JYAGB> 68GB
(パスワード：kaerutoki) MP

※ダウンロード期間 8月24日23時30分まで



なお、PDFファイル資料は、本研修会参加者の方に、研修会中の資料確認に活用していただくため、PDFファイルとして提供しているものです。

無断印刷・複製は固くお断りします